

定 款

一般社団法人オートレランス

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人オートレランスと称し、
英語表記は、AweTolerance Incorporated Association (略称AIA) とする。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、全ての人の年齢・性別・国籍・人種・信仰・障害・疾患・性自認等の差異が尊重され、幸福を追求する権利を有し、互いに助け合い共生すべき存在であるとの理念に基づき、介護する人と介護される人の全ての人々の人生に寄り添い、継続的な支援の場等を提供する活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護者と被介護者を含む「生きづらさ」を抱える全ての人の実態把握と政策に関する調査研究
- (2) 介護者と被介護者を含む「生きづらさ」を抱える全ての人を支援するベストプラクティスの収集・分析・蓄積・共有する事業及び組織間のネットワーク構築
- (3) 生活・介護支援を計画・実施する事業
 - ア 介護保険法に基づく次の事業
指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業、指定居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業、施設サービス事業、地域支援事業
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の事業
障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業
 - ウ 児童福祉法に基づく次の事業
障害児通所支援事業、障害児相談支援事業
 - エ 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業
 - オ 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業
 - カ 介護を担う当事者を支援する事業
 - キ 自家用自動車有償運送事業
- (4) 教育、芸術、演奏活動及び講演会の企画・運営
- (5) 継続的支援を担う人材の育成
- (6) その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(公 告)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(機 関)

第 6 条 当法人は、社員総会及び理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 監事

第 2 章 社 員

(社 員)

第 7 条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した次の個人又は団体とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して、事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。

(入 社)

第 8 条 当法人の成立後に正会員、賛助会員として入社しようとする者は、当法人の正会員の推薦を得た上で、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第 9 条 当法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、正会員は社員総会で別に定める会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を支払うものとし、賛助会費は寄付金として取り扱うものとする。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第 11 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第 30 条の規定に従い当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款、その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき

(社員資格の喪失)

第 13 条 前二条のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員はその資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡又は会員である団体が解散したとき
- (2) 正当な事由なく 2 年間以上会費を滞納したとき

(3) 総正会員の同意があるとき

(抛出金の不返還)

第14条 会員が社員資格を喪失した場合において、当該会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第17条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事会において予め定めた順位によって、他の理事がこれに代わりこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 総会は、総正会員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、予め理事会において定めた順位により他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、当法人の他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会決議)

第22条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第23条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(社員総会の報告の省略)

第24条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(社員総会議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の設定)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 4 監事には、各役員(理事及び監事)の配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(役員を選任及び解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(責任の免除)

第30条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）又は監事（監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、必要と認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の役割)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び役付理事の選定及び解職

(代表理事及び役付理事)

第34条 当法人には代表理事を2名以上置くことができるものとし、理事会においてこれを選定する。

2 代表理事を1名置いたときは、当該代表理事を理事長とする。

3 代表理事を2名以上置いたときは、理事会において代表理事の1名を理事長と定める。

4 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事会の定める順位により他の理事が理事長の職務を代行する。

5 理事会において、役付理事若干名を選定することができる。

6 代表理事以外の役付理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第35条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の一週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の理事がこれに代わるも

のとする。

(招集手続の省略)

第36条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第7項の規定による報告については、適用しない。

(顧問)

第41条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは議長を務めた理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第46条 当法人は、社員その他の者に剰余金を分配することができない。

第7章 基金

(基金の募集)

第47条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第48条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第49条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第50条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第51条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 当法人が清算時に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトに掲げる法人に贈与するものとする。

2 当法人は、残余財産の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くものとする。

3 事務局長、部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免するものとする。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 補 則

(委 任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(準 拠)

第57条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

第11章 設立時附則

(設立時の主たる事務所の所在地)

第1条 設立時の主たる事務所は次の通りである。

住所 大阪市天王寺区味原町7番6号

(設立時社員の氏名)

第2条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりとする。

設立時社員

神 垣 忠 幸

白 子 正 人

尾 崎 真知子

(設立時役員の氏名)

第3条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

神 垣 忠 幸

白 子 正 人

尾 崎 真知子

(2) 設立時監事

大澤 由紀子

(3) 設立時代表理事

神垣 忠幸

(設立初年度の事業計画等)

第4条 当法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、設立時社員の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第5条 当法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和6年4月30日までとする。

以上、一般社団法人オートランスを設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士佐竹正康は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 5年 5月10日

設立時社員 神垣 忠幸

設立時社員 白子 正人

設立時社員 尾崎 真知子

上記設立時社員の定款作成代理人

大阪市北区本庄東一丁目18番8号

司法書士 佐竹 正康